#### 調査報告

# 広域的応援体制確立のための地域防災計画の比較分析

Comparative analysis of Regional Disaster Prevention Plan for regional cooperation framework

沼 田 宗 純\*・近 藤 伸 也\*・井 上 雅 志\*\*・目 黒 公 郎\*
Muneyoshi NUMADA, Shinya KONDO, Masashi INOUE and Kimiro MEGURO

## 1. はじめに

2011年3月11日14時46分に東北地方の三陸沖を震源として発生したマグニチュード (Mw) 9.0の東北地方太平洋沖地震は、甚大な津波災害をはじめ、地震動による構造物の被害、さらに火災や原子力事故等の「複合災害」を引き起こした。この地震による被害は、東北地方を中心に北海道から関東まで広範囲に及び、被害の種類も、構造物の直接被害から経済活動の停滞等の間接被害まで多様であった。

岩手県大槌町では町長と町職員の30名余りが津波の犠牲となり役場機能が失われる等,従来の災害対応の主要な役割を果たすことが期待された市町村の機能不全,また,岩手・宮城・福島の3県が同時に甚大な被害を受ける等,県境をまたいだ災害対応が求められたことも特徴的である.

この状況に対し全国的に多様なスキームにより支援が行われた。都道府県レベルの支援に関しては、全国知事会は、緊急広域災害対策本部(本部長:麻生全国知事会会長)を設置し、被災県知事に対して応援を必要とする項目を照会するとともに、全都道府県知事に対して被災者の救援・救護にかかる人員の派遣や資機材及び物資の提供など、広域応援の速やかな実施に向けた応援を行った<sup>1)</sup>. また、総務省によると「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する各地方公共団体からの人的支援に関する通知」を発出し、各都道府県、各指定都市あてに、職員の派遣についての支援・協力を依頼し、全国市長会・全国町村会の協力により全国の市町村から被災市町村に対する当面の対応として短期間の人的支援を行う体制作りを進めている(図1)<sup>2,3)</sup>.

しかし一方で自治労宮城県本部が宮城県内の自治体組合員を対象に行なった健康調査<sup>4)</sup>によると、震災発生から約1カ月間に取得した休日が1日もなかった職員は全体の12.7%で、これと合わせた2日未満は21.7%、超過勤務が100時間を超える職員も13.4%いたという。また、メン

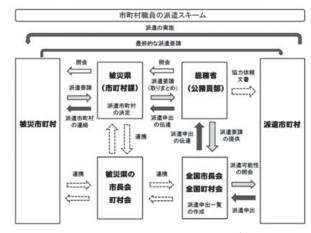


図1 市町村職員の派遣スキーム 3)

タルストレス判定では、「軽度~中度の抑うつ傾向」が見られた職員が併せて50%近くに上っている。このように、幅広い広域支援が為されているにも関わらず、それが被災地の職員の十分な負担軽減につながっていない現状が浮き彫りとなっている。これは、1995年の兵庫県南部地震においても多岐に渡る団体から支援がなされたものの、多くの自治体には防災や災害対応専任の職員がおらず、日々変化する被災地状況に対して手探り状態で対応せざるを得なかった等の問題50とも関連しているものと考えられる。

この原因を体系的に分析した研究は多くはなく, ①需要と供給のアンバランスによる必要なリソースの不足, ②被支援行政職員と支援行政職員の双方が災害対応の未経験による対応方法の検討・調整による工数の増大, ③被支援行政職員と支援行政職員のどちらか一方が災害対応の経験者である場合でも未経験者への指導・共同作業のための作業の重複等が考えられる.

①については、1995年兵庫県南部地震後の被災地における支援の需要と供給の実態についての研究<sup>6)</sup>が挙げられ、発災直後の必要量は大きいが時間経過と共に不要となるもの、発災直後から必要量が増加し時間経過と共に減少するものなど、被災地が必要とする支援の時間変化に着目

<sup>\*</sup>東京大学生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター\*\*株式会社 エイト日本技術開発

756 63巻6号(2011) 生産研究

した考察をしている。②③についての研究はほとんどないが、一部の被災経験のある自治体を除き、支援に入った多くの自治体の職員は災害対応の経験がなく、このため被災地の災害対応のやり方を十分に理解・把握することは難しい。従って、被災地の職員が応援職員と一緒に行動しなければならず、結果的に負担軽減に結びつかないと考えられる。このような状況では広域連携の効果が十分に発揮されているとは言い難い。効果的な広域連携を実現し、被災地の職員の負担を軽減するためには、応援職員が被災地の災害対応業務を肩代わりできるようにする必要がある。

そのために、被災地の場所に依存しない全国的に共通・統一的な災害対応業務の標準化<sup>7)</sup> や相互間連携地域防災計画<sup>8,9)</sup> という考え方があるが、現状ではこれらを実現することは容易ではない。

そこで本稿では、「支援する側」と「支援を受ける側」がそれぞれ作成している地域防災計画について、その記述の統一化が広域的応援を円滑かつ効果的に実施することに繋がるのではないかとの立場に立ち、自治体間での地域防災計画の記述の違いについて考察し、実効性の高い広域連携体制のあり方の方向性を示そうとするものである。

第2章では、1995年兵庫県南部地震と2004年新潟県中越地震における支援の実態について既往の研究を参考に、広域的支援の有り方を検討する際のフレームワークを整理している。第3章では、広域的支援における災害対応業務について考察している。第4章では、自治体間の地域防災計画を比較し、記述の違いについて考察している。

## 2. 広域的連携のためのフレームワーク

広域的連携のフレームワークについて,1995年兵庫県 南部地震と2004年新潟県中越地震における広域支援に関 する既往の研究を参考に整理した(表1).

阪神・淡路大震災における実態調査と要因分析 10) にお いて、支援の形態を「支援主体」、「支援内容」、「支援開始 動因(きっかけ)」に整理している.「支援主体」は、公 的支援, 非政府組織 (NGO) 及び企業, ボランティアの3 点である. 「支援内容」は、救助活動や復旧業務を促進す るための人材提供等の「人的支援」、食料や飲料水・衣類・ 各種資機材等の被災地域内の不足物を補うための「物的支 援」、住宅・学校等の生活・居住空間や作業空間等、自治 体が保有している施設を提供する土地・施設の供与等の 「施設提供」、災害見舞金として金銭を送付する経済的支援 等の「経済的支援」に分類している. また,これらをフェー ズに対応させて整理している. 「支援開始の動因」につい ては、被災自治体あるいは上部機関(都道府県・省庁等) からの各種機関に支援への「要請」、複数の自治体間で予 め災害時に相互支援を行うことを取り決めておく「事前協 定」、要請や協定とは異なり、災害状況の自主判断によっ て応援側が支援決定を行う「独自判断」に分類している.

新潟県中越地震の事例分析 11) によると, 広域支援を「内 容」と「体制」に分類し、特に「体制」に着目した考察を 行っている. 本研究ではこれを参考に「法的基盤」、「費用 負担」、「調整」、「情報共有」をフレームワークとして整理 した. 「法的基盤」は、主に災害対策基本法に規定され、 同法第5条の2において都道府県の相互協力体制の必要性, 同法第8条第2項第12号において地方公共団体の相互応 援に関する協定締結の促進責務(相互応援協定の前提とな る規定), 同法第29条・30条・31条において地方公共団 体の職員派遣要請の権限・派遣義務、同法第74条におい て都道府県相互間で応援が要求できる知事の権限が規定さ れている.「費用負担」については,「応援(人的・物的支援)」 に対しては災害対策基本法第92条で規定されており、応 援を受けた地方公共団体が応援に要した費用を負担し(被 災地負担の義務),「職員派遣」に対しては技術者派遣的意 味があることから派遣期間が原則として長期にわたるた め、派遣先の身分への併任とされ派遣先が給与等の費用を 負担する. 特別交付税の対象としては, 災害により被害を 受けた都道府県又は市町村の要請により行った被災地域の 応援等に要した経費について、既存の算定式もしくは総務 大臣の調査結果によるものと定められている. 「調整機能」 は、本稿では被災地内での効果的な支援資源(人的・物的 支援等)の配分を意味することとする. これは、被災市町 村だけでは対応が困難な場合,都道府県は総合調整し.国 による調整は、必要に応じて非常(緊急)災害対策本部を 中心として防災に関する事務の実施の推進と総合調整がな される. また現行制度上は, 支援元により調整役が異なっ ている状態であり、また、組織間で調整することに関する 具体的なものはない、各種協定(個別協定,ブロック協定、 全国協定等) は独立した概念であるため、これら協定間を 調整する機能はない、従って、支援ニーズ情報(被災地が 求める支援の内容, 必要量, 必要期間, 支援実施状況等), 支援のサポート情報(人的支援の場合には、交通情報や宿 泊情報), 効果的な支援に資するための被害情報(人的・ 物的被害状況を俯瞰的な情報)等の情報を管理・共有する ための「情報共有」システムは存在しない.

## 3. 広域的連携のための災害対応業務

広域的な支援を円滑かつ効果的なものにするためには、 広域的支援のフレームワークの中の「支援内容」について、 「支援を受ける側の業務」と「支援する側の業務」に整合 性をもたせることが重要である.

ここでは、業務プロセスの明確な定義・システム化等の 業務の標準化と各自治体が作成している地域防災計画に着 目し、それぞれの課題と広域的連携のための災害対応業務 の実現のための方向性について述べる. 63 巻 6 号 (2011) 生 産 研 究 757

表1 広域的応援のフレームワーク

区分	概要										
支援主体	・政府や自治体による公的支援 ・日本赤十字社や学会等による非政府組織(NGO)及び企業の支援 ・ボランティアによる支援										
	支援の種類 ・人的支援(救助活動や復旧業務を促進するための人材提供) ・物的支援(食料や飲料水・衣類・各種資機材等の被災地域内の不足物を補う) ・施設提供(住宅・学校等の生活・居住空間や作業空間等,自治体が保有している施設を提供する土地・施設の供与) ・経済的支援(災害見舞金として金銭を送付する経済的支援) 支援の種類とフェーズ										
	フェーズ		復興期								
		短期	中期	長期	[Ø <del>94</del> 79]						
支援内容	人的支援	災害救助 医療活動 災害調査	ライフライン 復旧業務	相談業務 事務一般	復興プロジェクト企画相談						
	物的支援	食料・水 医薬品 毛布・衣類 救助機材	給水車 清掃車 工作車	-	-						
	施設提供	病院 火葬場	住宅・学校 老人施設	-	空地						
	経済支援	-	-	-	復興基金						
支援開始 の動因	由・派遣期間の必要事項を文書等で伝える行政手続きにより行われる) ・事前協定 複数の自治体間で予め災害時に相互支援を行うことを取り決めておくものである。 ・独自判断 要請や協定とは異なり,災害状況の自主判断によって応援側が支援決定を行うものであるが,一般には被災地への意向 打診が行われる。										
法的基盤	<ul> <li>・災害対策基本法第5条の2(都道府県の相互協力体制の必要性)</li> <li>・災害対策基本法第8条第2項第12号(地方公共団体の相互応援に関する協定締結の促進責務(相互応援協定の前提となる規定)</li> <li>・災害対策基本法第29条,30条,31条(地方公共団体の職員派遣要請の権限・派遣義務)</li> <li>・災害対策基本法第74条(都道府県相互間で応援が要求できる知事の権限)</li> </ul>										
費用負担	<ul> <li>・応援(人的・物的支援)</li> <li>他の地方公共団体の応援を受けた場合の費用の負担については、災害対策基本法第92条で規定されており、応援を受けた地方公共団体が応援に要した費用を負担する(被災地負担の義務).</li> <li>・職員派遣 技術者派遣的意味があり、派遣期間が原則として長期にわたるため、派遣先の身分への併任とされ(災害対策基本等施行令に手続き的な詳細が規定)、派遣先が給与等の費用を負担する。また、人的支援に関する規定として、地方自治法第252条の17にも規定があるが、災害対策基本等と同様の内容である。</li> <li>・特別交付税 対象としては、「被災地域の応援等に要する経費があること」という項目があり、災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請により行った被災地域の応援等に要した経費について、既存の算定式もしくは総務大臣が調査した額に0.人を乗じることにより算出される。交付は毎年度三月に行われ、応援等を行った事後措置として存在する規定である。</li> </ul>										
調整機能	・都道府県による調整(被 ・国による調整(必要に応 ・支援元の違いによる調整	災市町村だけでは対応 じて非常(緊急)災害 (支援元により調整役	ぶが困難な場合,都道所 所対策本部を中心として が異なっている状態で	牙県は総合調整) で防災に関する事務であり、また、組織間	の実施の推進と総合調整) で調整する具体的なものはない.						
情報共有	各種協定(個別協定,ブロック協定,全国協定等)は独立した概念であり、協定間を調整するものはない.  ・支援ニーズ情報(被災地が求める支援の内容,必要量,必要期間,支援実施状況等) ・支援のサポート情報(人的支援の場合には,交通情報や宿泊情報) ・被害情報(人的・物的被害状況の把握)										

# 3.1 業務の標準化

効果的な広域連携を実現し、被災地の職員の負担を軽減するためには、応援職員が被災地の災害対応業務を肩代わりできるようにする必要があり、そのためには被災地の場所に関わらない、全国的に共通・統一的な災害対応業務のやり方の導入、即ち災害対応業務の標準化が必要である。

業務の標準化については、「防災基本計画」に対しフローチャート(情報処理用の流れ図)を用いた業務分析により、①各組織で固有の業務、②業務処理手順の共通する業務、③組織間での連携が必要な業務の3つに分類しており、標準化のためには分類された業務の特性に応じた訓練や調整会議の必要性を分析した研究がある<sup>7)</sup>.

758 63 巻 6 号 (2011) 生産研究

業務の標準化のためには、①何かしらの判断(状況に応じた判断)を要する業務と②判断を伴わない業務(いわゆる単純作業)に分けることが必要である。また、業務の標準化を行う上では、各業務を行うために必要な情報(INPUT情報)をどの組織・部署の何の業務から伝達されるのかを規定することが重要になる。この考え方は、製造業においての生産工程の標準化手法がある<sup>例えば12)</sup>.

しかし、業務の標準化によると、全国画一的に業務が行なえるが、想定している被害は地域により異なるため、各地方公共団体が想定している全ての被害と地域特性の違いを考慮しなければならず、業務の標準化は容易なことではない。

## 3.2 地域防災計画

#### a) 市町村地域防災計画の自由度

地域防災計画は、防災基本計画だけでなく、防災業務計画をも上位計画とし、両方の制約を受けている。都道府県地域防災計画の修正協議の過程では、消防庁を窓口としてすべての省庁に意見照会が行われるが、市町村地域防災計画の修正協議は都道府県知事に対して行う(災対法第42条第3項)こととされ、実質的には市町村の計画策定における自由度は都道府県のそれに比べて高いと考えられている13)

しかし、市町村間の広域的な連携を効果的なものにするためには、「支援する側」と「支援される側」の業務計画に統一性が図られる必要があると考えられる。逆に言えば、自由度が高いからこそ、各種協定が結ばれた場合には、自治体間で可能な限り地域防災計画の統一性を図り、円滑な応援体制を準備しておくことは十分に可能であるといえる。

#### b) 相互間連携地域防災計画

都道府県をまたぐ災害に対しては、「地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整(災対法第3条2項)」を定め、国による調整が期待されている。しかし、国の防災基本計画は具体的内容を地域防災計画や防災業務計画に委ねており、その記述は抽象的であるため、地域防災計画相互間の調整が行われるとは考えにくい<sup>13)</sup>.

このような問題意識を踏まえ、中央防災会議「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」では、実践的な危機管理体制の確立の一つとして、「広域的防災体制の確立」のために、「市町村を越える広域防災活動計画の作成、防災体制や資機材・装備・情報等の共通化・標準化及び広域的救助等の迅速・的確な実施体制の整備等により、都道府県をまたがる地震災害軽減体制を整備するとともに、体制を支援する緊急輸送道路を確保®」を挙げている。また、総務省消防庁は「都道府県境を越える圏域での広域的な防災体制に関する研究会」の中で作成指針を発表している。。同報告書の市町村相互間地域防災計画の問題点・課題等に

関する調査結果によると、「市町村相互間地域防災計画を 策定することの意義・必要性」について言及している一方 で、抱えている問題点や課題については、「噴火災害時の 初期応急対策としては、火山防災会議協議会としてではな く、各市町が個別に対応せざるを得ない(有珠火山防災計 画)」、「新たな防災計画の策定や各種マニュアル策定をど う進めるか(駒ヶ岳火山噴火地域防災計画)」等が挙げら れている。

#### 3.3 地域防災計画の記述の統一化の意義

内容や作成手続きにおける自由度を確保するために、地域防災計画とは別にアクションプログラム(各自治体が取り組むべき事業を目標毎に包括的かつ体系的に示した行政文書)が台頭していきている<sup>13)</sup>. また、個別の業務については業務手順等の詳細が書かれたマニュアルが作成されていることも多く、災害時にはこのマニュアルを参考に業務を遂行することも少なくない。現状の地方公共団体において、地域防災計画、相互間連携地域防災計画、アクションプログラム、各種マニュアル等(以下、各種防災計画)が混在しており、個別の自治体の実効力を高めるために地域防災計画ではなく、むしろアクションプログラムや各種マニュアル等の改善・改良が行なわれ独自性が発揮されている。

しかし、広域的連携の実効力を高めるという視点に立つ と、独自性の強い各種防災計画の混在は、平時業務の延長 で対応可能である業務以外は、「支援する側」と「支援を 受ける側」での災害対応業務の理解・認識の違いによる対 立や非効率性を招き、円滑な広域的応援を阻害する要因に もなりかねない。

アクションプログラムや各種マニュアルは、各地方自治体の置かれている状況(想定している災害、体制等)に応じて、独自に作成されていることから、広域的応援のために、これらを自治体間で統一的なものにすることはこれらが期待されている機能を奪う可能性がある。また上述したように、業務の標準化は容易ではなく、相互間連携地域防災計画の実行性も低い。

アメリカでは、国家危機対応計画(NRP: National Response Plan)の中の緊急時支援業務(ESF: Emergency Support Function)において災害対応業務を15分類に分けて規定しており、各州でもおおよそこのESFと同様の枠組みで災害対応業務を規定している。もし標準的な災害対応業務の方法論がないとしても、少なくともESFのような災害対応業務に関する形式的な枠組みが規定できれば、自治体間の業務の対応関係、すなわち「どこが同じで、どこがちがうのか」を把握することが容易になると考えられる。

以上より,地域防災計画において整合性・統一性を図り, 円滑で効果的な広域的応援体制を実現することが現実的な 方向性であると考えられる. また,多くの自治体では地域

# 表 2 地域防災計画の目次の比較(一部)

Color   No.   No			横浜市	川崎市			相模原市	仙台市			
Column   C	区分	章		章		章		章			
Part   19		第1章 応急 対策の基本	第1節 応急活動の基本 第2節 関係機関等との連携								
## 19		第2音 災害	第1節 横浜市災害対策本部の設置	第1章 組織	第1節 災害対策本部	第1音 市災	第1節 組織体制		1 防災組織体制 2 情報連絡体制		
## 100		対策本部の	第3節 組織・運営	活動体制(第	第2節 災害対策本部区本部の初動体制	害対策本部			3 警戒体制		
## 15			佐,佐 胜吕和墨弘志	動対策計画)					5 仙台市災害対策本部体制		
20	職員配置	第3章 職員の配置と動員	第2節 職員の動員	(第3部 災害	第1節 動員区分	害対策本部	第2節 動員体制		2 動員計画		
# 1			第1節 情報受伝達方針	初劉刈東訂	第1節 連絡体制	活動			3 平吊来傍の取り扱い		
## 16			第2即 1育教史伝達体制		第2節 通信の確保		第4節 通信の運用	3災害情報の	2 通信手段の確保		
### 15 日本					第5節 衛星通信の運用	<b>等 1 亲 主</b> 《					
## 12	情報収集		第3節 災害情報の収集、報告及び記録	伝達(第3部	第3節 被害情報の収集伝達	害対策本部	第5節 災害情報の収集伝達		1 災害情報の収集・伝達		
1					第7即 地展関係情報の収集伝達	店虭	第3即 地震情報		1 実施機関及び担当業務		
### 19					Mr. o. Mr. of t-12 of 19th		Michigan of the care				
### PAGE 2015			第7節 情報混乱防止活動								
### 25.0 (1)		第5章 消防 活動	第2節 警防活動の基本方針				(第1即 炎音時の用助活動				
Pack	消防活動		第3回 初期指置 第4節 消防隊等の運用								
			第5節 応援要請	刈束	第4節 他の防災関係機関との連携						
### 2012 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10			第7節 消防団活動		第3節 消防団	*** o == *** III		4 4 5 6 5 6 5 6	4 消防団		
					第2節 医療救護班の編成活動				2 救急·救助活動		
Table							第2即 医腺救護对策	保健·防疫計	2 医療救護の実施		
関係。			第1節 応急医療	なぐき 医療					4 医療情報の収集伝達		
関連						救助 医療救			6 後方医療体制		
第2節 広川東西側の大手型   10		医療と保健衛							8 医療ボランティアの支援		
		生	AR-AR-AR-AR-AR-AR-AR-AR-AR-AR-AR-AR-AR-A		第4節 応援要請			14救急 救助	3 ヘリコプターによる救助・救急搬送		
### 19					Abb - Abb 751- abs 1 1 Abb		Mary and the state of the state		4 系 記 月 切 抜 切 啄 寺 の 沿 助 寺 5 民間による患者等搬送事業者への協力要請		
原・			第4節 感染症患者発生等への対応	第11章防	第1節 防投对策 第2節 環境食品衛生対策等	第10章 防	第1節 防疫・衛生	15医療救護・	11 食品 飲用水の安全確保		
日本語			第5節 こころのケア対策	疫 保健衛生				保健・防疫計	13 家畜の防疫対策		
日本			第1節 自衛隊に対する災害派遣要請		第1節 応援の要請		第7節 応援要請		5 自衛隊に対する派遣要請		
### 20	rt 12 '#	第7章 防災	第2即 地方公共団体との相互応援	第5章 広域	第3節 総合的な応援要請先	第1章 市災	第8即 心拨派這	0.00世界中	2 職員派遣等の法的根拠		
東京臣 瀬村からの交援者入れ     東京臣 瀬田が山の東京を養養として、	心饭、连	機関との相互		3部 災害初	第4節 活動拠点の配置	害対策本部			4 応援部隊の受入れ		
			75005 VEH 412 00 + 455 TF 1 4	助对策計画)					7 緊急消防援助隊要請		
東京東		第8章 避難 と受入れ	第1節 避難計画		第1節 避難計画	第2章 消火・	第2節 避難誘導対策		1 実施機関及び担当業務		
正成					現2即  避難所の開設管理連宮		第1即 避難所の連宮対策		3 警戒区域の設定		
第4章 遊離								避難所運営	5 住民の避難行動		
京田									7 避難所等一覧		
新主義 大き									9 避難所の運営		
第1章 特別競技者の避難と接接対策 第1章 特別競技者の選出と経過対策 第1章 特別競技者の選出と経過対策 第1章 特別競技者の選出と経過対策 第1章 中央 に	避難						第1節 災害時要援護者支援		1 実施機関及び担当業務		
東京   日別   日別   日間   日間   日間   日間   日間   日間			第3節 要援護者の避難と援護対策					19災害時要	2 対応の原則 3 在宅の高齢者及び障害者に対する応急対策		
第4節 特別選組構所の開設及は電置   第5章 混乱   第1節 情報/エーツーによる混乱防止措置   第2章 消失   第2章 消失   第2章 注除   2年   2十元   2年   2年   2年   2年   2年   2年   2年   2			为5即 安阪設100起発に放設が来					対応計画	5 外国人支援対策		
原生				物を参 担利	<b>第1体 練起パー…5にも7月11叶ル世里</b>	気の音 消ル・	(************************************		7 応急仮設住宅入居への配慮		
警備、交			第3回 土安駅寺における底配防工刈束	防止、帰宅	第2節 主要ターミナル駅頭の混乱防止措置	避難誘導対	男3即 畑七凶難有刈末				
			第1節 大地震が発生した場合の警備対策		動		第4節 警備対策		1 警備活動		
報意 報送係制の確保 第10章報送 7 2 1 1 1 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			第2節 大地震が発生した場合の交通対策		第2節 道路交通対策	輸送 交通	第2節 輸送車両等の確保対策	27交通施設	1 災害対策本部の設置等		
第2節 輸送体制の確保   第2節 輸送体制の確保   第2節 強圧輸送体制の整備 第4節 被理物の発素場所及近過整等   11系急報送   11系统報送   11系统程   11系统   11			第1第 輸送吸のプログ	- 大胆刈束		二項	カリロ 又世内宋		3 高速鉄道事業(仙台市交通局高速鉄道南北線)		
輸送   第10章 報送   第10章 報送   第20章 通知			第2節 輸送体制の確保	-	第2節 緊急活動道路の確保				2 輸送の対象		
京   京   京   京   京   京   京   京   京   京	輸送				第4節 航空機の発着場所及び調整等	/			4 輸送車両等の確保		
第11章 行方 不明 者の捜 素 2 節		第11章年	第3節 海上輸送体制の整備 第4節 物資集配組占	1 1 1 1 1		/		01122	6 海上輸送		
有方不明				1	第1節 遺体の捜索及び給得 絵室	MT 0 TT :		16行方不即	7 災害時の緊急輸送に関する調整 1 実施機関及び担当業務		
第1節 応急給水   第1節 応急給水   第1節 応急給水   第1節 応急給水対策   1	行方不明 考 遺体	不明者の捜		第12章 遺体	第2節 遺体の収容及び処理	等の捜索・収	第1節 清休等の捜索, 収突, 押业募等	者の捜索・遺	2 行方不明者の捜索		
京日   京日   京日   京日   京日   京日   京日   京日	a vae m		ALEM WATTY TANAY		0/200 E/\#	容・埋火葬等	20.00 BLL4A1XW, 水红, 在V社社	に関する計画	4 遺体の埋火葬方法		
第1節									2 広告終业計画		
第7章 軟料 水食糧・ 第2章 食料の供給 第1章 市民 の安定 第3章 生活必需品の供給 第2節 食料の供給 第2節 生活必需品の供給 第2節 生活必需品の供給 第2節 生活必需品の供給 第2節 生活必需品の供給 第2節 生活必需品の供給 第2節 生活必需物資の受入れ・配分 第3節 生活必需物資の受入れ・配分 第3節 生活必需物資の受入れ・配分 第3節 生活必需物資の受入れ・配分 第1節 計画の対象 第2節 変数質要員の放料、食糧の破保 第2節 変数質要員の放料、食糧の破保 第2節 変数質要員の放料、食糧の債保 第2節 変数質要 第2節 変数質要 第2節 変数質を設定 第2節 変数質を設定 第2節 変数質を設定 第2節 変数 第2節 交数 第2節 交数 第2節 交数 数数	市民生活		第1節 応急給水		第1節 飲料水の供給		第1節 応急給水対策	9応急給水並 びに復旧計画	4 応急復旧計画		
第2節 食料の供給   第2節 生活必需品の供給   第3節 生活必需品の供給   第3節 生活必需品の供給   第3節 生活必需品の供給   第3節 生活必需品の供給   第3節 生活必需品の供給   第3節 生活必需物資供給対策   第3節 生活必需物資供給対策   第3節 生活必需物資供給対策   年報   第3節 生活必需物資の受入れ、配分   第1節 計画の対象   第1節 計画の対象   第2節 災害廃棄物等処理に係る組織体制   第3節 災害廃棄物等処理に係る組織体制   第3節 災害廃棄物等処理に係る組織体制   第3節 災害廃棄物等処理に係る組織体制   第3節 災害廃棄物の処理に依る組織体制   第3節 災害廃棄物の処理に依る基本方針   第3節 災害廃棄物の処理に依る基本方針   第3節 災害廃棄物処理がの必要   第3節 災害廃棄物処理がの必要   第3節 災害廃棄物処理がの必要   第3節 災害廃棄物処理がの必要   第3節 災害廃棄物処理がの必要   第3節 災害廃棄物処理がの必要   第3節 災害廃棄物処理がの要務   第3節 災害廃棄物処理がの業務   第3節 漢書物の必要   第3節 災害廃棄物処理がの業務   第3節 注述を持定の必要   第3節 支援対策   第3節 注述を持定の必要   第3節 支援対策   第3節 支援		第12章市民 生活の安定		水 食糧 生				いこ後旧計画	6 関係機関への応援要請		
市民生活 第12章市民   12章市民   12章市			第2節 食料の供給		第2節 食器の供給		第2節 食料供給分等		11 軍締機関及び担当業務		
第5節 災害所業物で受入れ・配分 第5節 災害所業無力を開発している。 (1)							MINDRY RATIONAL AND	8食料·物資 供給計画	3 食料の供給		
第1節 計画の対象 第26 東京				-	第4節 応援要請 第5節 災害対策要員の針料水合場の確保	1	第3節 生活必需物資供給対策	N. WILLIE	5 安定供給の確保 6 救援物資の受入れ 1575供給		
第10 章 災害 原来物(し尿・ごみ)の処理 廃棄物等型 <u>第10 数子間の発揮につい</u> 第3章 清掃 東京師 災害廃棄物処理班の業務 第5節 災害廃棄物処理班の業務 第5節 災害廃棄物処理班の業務 第5節 炭素物処理班の業務 第5節 炭素物の型維度の業務 第5節 炭素物の型維度の業務 第5節 炭素物の型維度の業務 第5節 炭素物の型維度の業務 第5節 炭素物の型維度の業務 第5節 炭素物の型維度の業務			第10章 第		第1節 計画の対象				1 実施機関及び担当業務 2 災害時の清掃計画の基本方針について		
理計画 第5節 災害廃棄物処規期の業務 第5節 突動を強力を振う 第5節 突動を 第5 災害による残村等の処分 第7節 廃棄物処理がの業務 第7節 廃棄物処理がの業務 6 死亡骸畜の収集 処理 第1節 空を放送の管理 第1節 交数対策 1 学校の対策				第10章 災害 廢棄物等加	第10 章 災害   第3節 災害廃棄物等の処理に係る基本方針   廃棄物等処   第4節 総務班の業務   理計画   第5節 災害廃棄物処理班の業務		第1節 清掃・がれき処理等	17浩場計画	3 緊急・応急体制の整備について		
第1節 児童生徒の安全確保 第1節 伊童生徒の安全確保 第1節 安然 第1節 児童生徒の安全確保 第1節 安然 第1節 大型 第			A.v.A. 人口洗末の(OM・CVF)の)定性	理計画			ス・AF 利加 ルカVC AC生サ				
			第1節 児童生徒の安全確保		第7節 廃棄物処理班の業務		第1篇 文数対策		6 死亡獣畜の収集・処理		
第2節 學校教育の再開 第2節 學校教育の再開 第2節 學生徒等の措置及び応急教育の 第15章 文教 第15章 文本 第15章 文教 第15章 文		19	第2節 学校教育の再開		第2節 児童生徒等の措置及び応急教育の	第15音 女弊		20文教対策	2 社会教育施設の対策		
文教 活动上保育 対策 新島 医胃切平的性别 对策 第5節 文化財の保護 対策	文教		MEVINITIAN		第5節 社会教育施設の応急復旧			計画	V COMPANIA		
第7節 施設等が避難所となった場合の対応		ate	第1節 専門的ボランティアの汗肺	ļ ,	第7節 施設等が避難所となった場合の対応			10-	1 実施機関及び担当業務		
ポランティ 第2節 一般ボランティアの活動支援 第1節 災害ボランティア対策 第1節 災害ボランティア対策		ボランティア	第2節 一般ボランティアの活動支援				第1節 災害ボランティア対策	ア活動支援計	2 災害ボランティア活動支援の考え方		
の活動	,	の活動		$\bigvee$		1.72717		画	4 専門ボランティアの受入れ		

760 63 巻 6 号 (2011) 生 産 研 究

防災計画をインターネット上で公開しており、事前に「支援する側」が「支援される側」の地域防災計画を理解することができるため、この点においても地域防災計画の整合性・統一性を図ることの意義は大きい.

#### 4. 地域防災計画の記述の比較分析

地域防災計画の整合性・統一化を図ることの意義は前述した通りであるが、現状の地域防災計画の災害対応業務の記述においては、①各業務に関する記述の相互関係が不明瞭であること、②記述の精粗が統一されていないことなどが問題点として挙げられる<sup>14)</sup>. そこで、ここではいくつかの自治体の地域防災計画の比較分析を行う. 対象としては、2011年東日本大震災において「支援した側」として神奈川県横浜市、川崎市、相模原市、「支援を受けた側」として宮城県仙台市の地域防災計画とし、震災対策編の応急対策・復旧/復興とする.

#### 4.1 目次分析

①の「各業務の記述の相互関係が不明瞭であること」については、地域防災計画における災害対応業務の形式的な枠組みがないことに起因すると考えられる。そこで、地域防災計画の全体構造を把握するために「目次」に着目し、その比較を試みる。

表2は横浜市の地域防災計画を基準に、川崎市、相模原市、仙台市の地域防災計画の項目がどのように対応しているかを対比させたものである。「斜線」部分は、該当するものがないことを意味する。これによると全ての区分において、記述が異なることが分かり、特に広域応援に関係すると考えられる「避難」、物資に関わる「輸送」と「市民生活の安定」においても異なることが分かる。

図2は、表2において各区分に該当するページ数を集計し、全ページ数に対する各区分が占めている割合を示したものである。これによると、各自治体において、各区分で分量の違いが分かり、どの分野に集中しているのかが分かる。「市民生活の安定」では横浜市は9.8%、川崎市は17.5%、相模原市と仙台市は9.9%と9.0%であり、その違いを理解できる。「避難」については、横浜市は7.0%、川崎市は9.0%、相模原市と仙台市は9.1%と8.2%である。各区分のページ数(図3)を見ると、川崎市は「避難」に17ページ分を使用しているが、これは避難所リスト等を載せていることによるため、各自治体におけるページ数の差は顕著ではないと考えられる。

なお、横浜市は全体の29.4%を「災害対策本部」に使っているが、これは各部署の役割を整理して載せていることによる。

### 4.2 キーワードの比較

②の「記述の精粗が統一されていないこと」については、 地域防災計画の中で使用されているキーワードの分析を試 みる.分析対象を,「避難」として,「避難計画」,「避難所

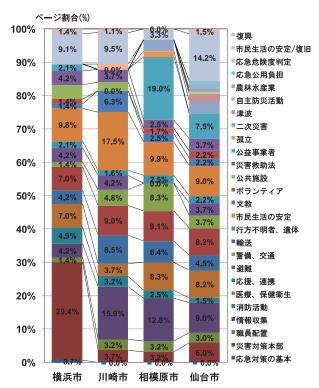


図2 市町村地域防災計画のページ割合の比較

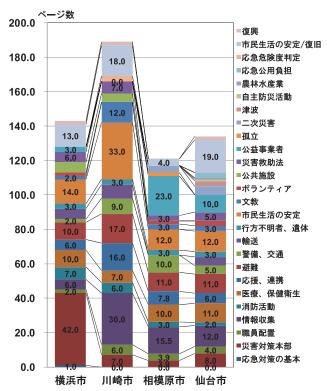


図3 市町村地域防災計画のページ数の比較

運営」、「要援護者対応」とする。表3の縦軸は、各地域防 災計画において使用されている2文字以上の漢字、カタカ ナ、ローマ字を抽出し、全体で集計したものを上位から並

表3 「避難」に関するキーワードの比較

キーワード	登場 回数	横浜市	川崎市	相模原市	仙台市	キーワード	登場 回数	横浜市	川崎市	相模原市	仙台市
避難	141	31.9%	16.3%	25.5%	26.2%	津波避難	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
避難所	112	2.7%	21.4%	47.3%	28.6%	適宜避難所	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
避難勧告	55	23.6%	20.0%	1.8%	54.5%	二次避難	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
避難者	55	27.3%	10.9%	20.0%	41.8%	避難フロ一図	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
避難誘導	36	22.2%	2.8%	63.9%	11.1%	避難援助	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
特別避難場所	14	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	避難開始	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
避難経路	13	15.4%	0.0%	23.1%	61.5%	避難活動	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
避難所担当職員	12	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	避難居住者	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
避難施設	11	27.3%	72.7%	0.0%	0.0%	避難計聞	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
避難状況	9	11.1%	44.4%	0.0%	44.4%	避難指示	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
福祉避難所	9	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	避難者確認	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
避難場所	8	50.0%	12.5%	0.0%	37.5%	避難者確認表	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
避難先	8	12.5%	0.0%	37.5%	50.0%	避難者本人	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
避難所運営	7	0.0%	0.0%	85.7%	14.3%	避難住民	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
広域避難場所	6	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	避難所イメ―ジ図	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
避難行動	6	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	避難所運営委員会組織	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
指定避難所	5	0.0%	20.0%	0.0%	80.0%	避難所運営会議	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
避難計画	5	20.0%	20.0%	40.0%	20.0%	避難所運営全般	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
避難所運営委員会	4	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	避難所開設運営要員	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
避難人員	4	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	避難所開設体制	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
一時避難場所	3	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	避難所施設	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
収容避難所	3	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	避難所施設以外	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
避難者名簿	3	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	避難所自治組織	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
避難所運営マニュアル	3	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	避難所周辺地域	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
避難所運営協議会	3	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	避難所情報	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
避難生活	3	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	避難所対策	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
避難対象区域	3	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	避難所担当職員	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
避難対象者	3	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	避難所担当局	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
避難路	3	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	避難所等一覧	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
応急避難テント	2	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	避難所別	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
広域避難場所一覧表	2	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	避難場所運営	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
避難者数	2	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	避難情報	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
避難収容	2	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	避難世帯	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
避難収容施設	2	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	避難措置	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
避難所開設	2	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	避難体制	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
避難所管理責任者	2	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	避難対象	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
避難所補完施設	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	避難対象世帯数	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
避難対策	2	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	避難対象地域	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
避難対象区域内	2	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	避難対象地区	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
避難方法	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	避難地	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
避難誘導活動	2	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	避難地区内	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
補充的避難場所	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	避難長期化対策	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
一時避難場所一覧表	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	避難途中	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
各避難所	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	避難誘導員	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
緊急避難	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	避難誘導者	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
区本部避難班	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	避難誘導体制	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
警戒等避難時	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	避難誘導対策	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
広域避難	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	本部避難所間	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
指定避難所一覧表	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	他避難措置	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
事前避難	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	大量避難者	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
自力避難	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	地域避難場所一覧表	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

べた. 横軸には、各自治体の地域防災計画における使用回数をカウントし、全合計の割合を示している。例えば、「避難」は、全体で141回使われており、その中で、横浜市は31.9%、川崎市は16.3%、相模原市は25.5%、仙台市は26.2%であり横浜市の地域防災計画における使用頻度が他の自治体と比較して高いことが分かる。また、「特別避難場所」は、全体で14回登場しているが、横浜市が100%であり、横浜市以外では使われていないキーワードであると判断できる。

全102種のキーワードのうち、4つの自治体全てにおい

て共通して使われているキーワードは6個(5.8%),同様に3つの自治体で共通して使われているものは5個(4.9%),2つの自治体では13個(12.7%)であり、76.5%は個別に用いられているキーワードである.少なくとも同じ内容を示しているものについては、統一化することは十分に可能であり、それが円滑な広域連携の第一歩であり、将来的な標準化へもつながる.

# 4.3 救援物資に関する業務フローの比較

上述した目次の規定と精粗分析に加え、ここでは業務フローについての分析を試みる. 対象業務としては救援物資

762 63 巻 6 号 (2011) 生 産 研 究

とし、横浜市と川崎市について比較を行った。「業務フロー図」は業務の流れを示すとともに、各業務において発生する情報のやり取りを把握するために作成した。

図4と図5に横浜市と川崎市の救援物資の業務フローを 示す. この図は. 地域防災計画から大業務の流れを抜粋し たものであり、詳細な業務フローは別途作成しているが、 紙面の都合上、本図を示す、「物資ニーズ集計、物資供給 要請、保管・仕分・配送、物資受入」の流れは同じである が、大きな違いとしては、「保管・仕分・配送」において 川崎市はこれを「区」が行なうこととしているが、横浜市 は輸送業者に委託している点が挙げられる。2011年東日 本大震災における著者らのヒアリングによると、仙台市に おいても当初「区」が物資を配送するようにしていたが(図 6). 「区」にはフォークリフト、物資の仕分けスペース等 が備わってないために、多くの区の職員が物資の仕分け作 業に時間を取られ、他の業務への支障や疲労感の増大に繋 がり、「区」への物資の「保管・仕分」は困難である現状 が明らかになった. これを受け、川崎市危機管理担当者に ヒアリングを行い、広域応援という観点においても業務を 統一すると円滑で効果的な救援物資業務に繋がるのではな いかと議論した.

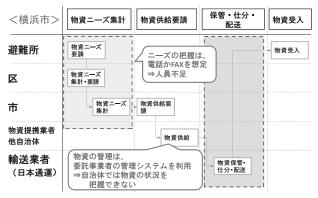


図4 横浜市の救援物資の業務フロー

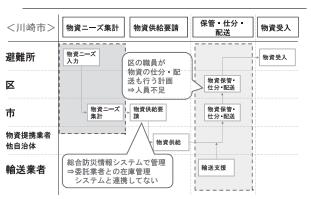


図5 川崎市の救援物資の業務フロー



図 6 東日本大震災における仙台市の支援物資 の輸送(仙台市経済局)

# 5. ま と め

本稿では、「支援する側」と「支援を受ける側」がそれ ぞれ作成している地域防災計画について、その記述の統一 化が円滑かつ効果的な広域的応援の実施に繋がるのではな いかとの立場に立ち、自治体間での地域防災計画の記述の 違いについて考察し、実効性の高い広域連携体制のあり方 の方向性を示した。

想定されている首都直下地震おいても、少人数で多くの 災害対応業務を実施するため、自治体職員の確保が困難な 場合等、広域連携による支援が必要となると考えられる。 円滑な支援の受け入れ等の効果的な支援体制を構築するた めに、地域防災計画の記述を統一化することの意義は大 きい。

2011 年東日本大震災を契機に、各自治体間で応援協定が進み、また、地域防災計画を見直す動きがあることが想定される。国、県、市町村との連携を効果的なものにするためにも地域防災計画の足並みを揃えることが重要である。

上記のような点を踏まえ、九都県市自治体職員とワークショップを開催し、災害時の情報共有についても検討を加え、情報共有化を前提とした広域応援体制のあり方を検討する予定である.

### 謝辞

本研究は、文部科学省科学技術研究委託事業、「広域的 危機管理・減災体制の構築に関する研究」の一環として行っ た. 自治労宮城県本部の佐々木俊彦書記長にはお忙しい中、 自治体組合員を対象に行なった健康調査結果を送付して頂 きました. また、川崎市総務局危機管理室の間島哲也氏に はお忙しい中ヒアリングにご協力を賜りました. 仙台市経 済局産業政策部経済企画課の福田洋之氏、佐野直樹氏、小 松利充氏には震災対応でお忙しいところヒアリングにご対 応頂き、また仙台市の物資データについても快くご提供頂 き、深く感謝いたします.

(2011年9月16日受理)

63巻6号(2011) 生産研究 763

#### 参考文献

- 1) 全国知事会緊急広域災害対策本部:平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等への対応状況(平成23年3月13日(日)18時00分), http://www.nga.gr.jp/news/20110313saigai\_puresu.pdf, (2011年8月28日閲覧).
- 2) 総務省:東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に 対する人的支援について (通知), http://www.soumu.go.jp/ main\_content/000107771.pdf, (2011 年 8 月 28 日閲覧).
- 総務省:東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望について(事務連絡), http://www.soumu.go.jp/main\_content/000107772.pdf, (2011年8月28日閲覧).
- 4) 自治労宮城県本部:東日本大震災に伴う自治体職員緊急 健康調査分析結果, 県本部執行委員会(第10回)報告, 2011.7.28.
- 5) 高寄昇三:阪神淡路大震災と自治体の対応,学陽書房,pp. 15-16,1996.
- 6) 渡辺千明・岡田成幸:1995年兵庫県南部地震後の被災地 における支援の需要と供給の実態,第7回(平成9年度) 地域安全学会研究発表会地域安全学会論文報告集(7), pp.310-313,1997.11.
- 7) 岩佐佑一・林春男・近藤民代: 災害対応業務標準化に向けた 「防災基本計画」の業務分析, 地域安全学会論文集 (5),

- pp. 193-202, 2003.11.
- 8) 中央防災会議: 今後の地震対策のあり方に関する専門調査 会報告(資料 1-2), 2002.7.1.
- 9) 総務省消防庁: 都道府県境を越える圏域での広域的な防災 体制に関する研究会報告書―富士山火山防災を例とした相 互間地域防災計画策定指針(案)―, 2003.3.
- 10) 渡辺千明・岡田成幸:全国自治体による激震被災地への支援のあり方:(1) 阪神淡路大震災における実態調査と要因分析,自然災害科学,23(1),pp.65-77,2004.5.
- 11) 船木伸江・河田惠昭・矢守克也:大規模災害時における都 道府県の広域支援に関する研究:新潟県中越地震の事例か ら,自然災害科学,25(3),pp.329-349,2006.11.
- 12) 佐藤声喜・鈴木悟史・沼田宗純:製品設計領域における 3D ナレッジ設計システム, 日本機械学會論文集 C編, 74 (745), pp. 2107-2113, 2008.9.
- 13) 永松伸吾・林春男・河田惠昭:地域防災計画にみる防災行政の課題,地域安全学会論文集(7),pp. 395-404,2005 11
- 14) 植田達郎・林春男: 災害対応業務の情報支援システム―収容避難所活動マニュアルの電子文書化―, 第8回(平成10年度)地域安全学会研究発表会),地域安全学会論文報告集(8),pp.242-247,1998.10.